

**公告**

県営日義地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称

県営農村地域防災減災事業

- 2 工事の着手年月日

平成27年4月22日

- 3 工事の完了年月日

令和2年3月10日

農地整備課

公告

県営北耕地地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称

県営畠地帯総合土地改良事業

- 2 工事の着手年月日

平成28年7月25日

- 3 工事の完了年月日

令和2年2月27日

農地整備課

公告

令和2年3月24日、安曇野市第二拾ヶ堰土地改良区の定款変更を認可しました。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

令和2年3月24日、波田下の段土地改良区の定款変更を認可しました。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

令和2年3月24日、中信平土地改良区連合の定款変更を認可しました。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

令和2年3月24日、茅野市大河原堰土地改良区の定款変更を認可しました。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可しました。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 合併後存続し、定款を変更する土地改良区の名称

長野県中信平右岸土地改良区

- 2 合併により解散する土地改良区の名称

松本市鎖川土地改良区

- 3 認可年月日

令和2年3月25日

農地整備課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和2年3月30日

長野県北信建設事務所長 丸山 進

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

令和元年度 社会資本整備総合交付金（道路）工事

- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県北信建設事務所総務課

(2) 所在地 長野県中野市大字壁田955

- 3 落札者を決定した日

令和2年3月10日

- 4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 宮地・角藤特定建設工事共同企業体

(2) 所在地 東京都中央区日本橋富沢町9番19号

- 5 落札金額

2,516,800,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札公告を行った日

令和元年8月8日

道路建設課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年3月30日

長野県上田建設事務所長 蓬 田 陽

1 (1) 許可番号

平成30年12月18日 長野県上田建設事務所指令30上建第78-9号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市殿城字本御堂3400-4、3401-1、3401-1先、3401-2、3402-1、3406-1、3408-1、3408-3、3409-イ、3409-ロ、3410-1、3410-イ、3411、3413、3416-1、3416-2、3416-3、3417-1、3417-2、3417-3、3418-1、3418-2、3418-3、3419-1、3419-2、3419-3、3419-4、3419-5、3419-6、3419-ロ、3420、3421、3422-1、3422-2、3422-3、3423-1、3424-1、3424-2、3455-5、3456-1、3456-2、3462、3463-2、3463-3、5682

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市大手1-11-16

上田市長 土屋 陽一

2 (1) 許可番号

令和元年12月19日 長野県上田建設事務所指令元上建第101-7号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東御市田中字八名ノ上580-1、585-1、586-1、587-1、587-4

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区外神田2-2-15

ウエルシア薬局株式会社

代表取締役社長 松本 忠久

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年3月30日

長野県長野建設事務所長 下里 巍

1 許可番号

令和元年12月13日 長野県長野建設事務所指令元長建第44-14号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字北岡字三木437-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市須坂865-1 ウィット新町A 202号

丸山 祐司

都市・まちづくり課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和2年3月30日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に限る。）又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時 間	講習会場	場 所	定員
5月14日 (木)	午後1時 から 午後4時 まで	松本会場	松本市大字島立1020番地 松本合同庁舎	60名
5月17日 (日)	午後1時 から 午後4時 まで	上田会場	上田市材木町一丁目2番3号 上田市中央公民館	60名
5月21日 (木)	午後1時 から 午後4時 まで	伊那会場	上伊那郡辰野町大字沢底2209の3 長野県営総合射撃場	60名
5月26日 (火)	午後1時 から 午後4時 まで	長野会場	長野市大字安茂里1777番地1 安茂里公民館	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消

印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課



長野県教育委員会訓令第1号

事務局
学校以外の教育機関

長野県教育委員会文書規程（昭和47年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行します。

令和2年3月30日

長野県教育委員会

別表第3の1中

「高校教育課	教高	」を
高校教育課 高校教育課高校再編推進室	教高 教高再	に改める。

教育政策課

長野県教育委員会訓令第2号

事務局
教育機関

長野県教育委員会公印規程（昭和43年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行します。

令和2年3月30日

長野県教育委員会

別表中	長野県教育委員会 教育長印	教育政策課長	方24	長野県教育委員会 教育長印	を
-----	------------------	--------	-----	------------------	---

長野県教育委員会 印 (公務・通勤災害 補償専用)	教育事務所長	方30	長野県教育委員会 印 公務通勤災害 補償専用	に改める。
長野県教育委員会 教育長印	教育政策課長	方24	長野県教育委員会 教育長印	

教育政策課